明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定（一六）　二

〔告　示〕
○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（総務五〇五）　三
○社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務三八九）　六

〔官庁報告〕
国家試験
税理士試験合格者公告（国税審議会）　六

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事区間変更関係　七〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　七二
会社その他
会社決算公告　七三

本号で公布された法令のあらまし

◇社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定（条約第一六号）（外務省）

この協定は、日本国とブラジルとの間で年金制度の適用調整を行うとともに、両国での保険期間の通算によりそれぞれの国における年金の受給権を確立し、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容の大要は、次のとおりである。

1　総則

㈠　協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金により実施される制度とし、ブラジルについては、一般社会保障制度が定める老齢給付、障害給付及び遺族給付並びに軍人及び文民公務員の社会保障制度が定める老齢給付、障害給付及び遺族給付とする。（第二条関係）

㈡　協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者等に適用する。これらの者であって、一方の締約国内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。（第三条及び第四条関係）

2　適用法令に関する規定

㈠　一方の締約国内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第六条関係）

㈡　一方の締約国の制度に加入する被用者及び自営業者が他方の締約国に五年を超えないと見込まれる期間派遣され、又は就労する場合には、当該一方の締約国の法令のみを適用する。その派遣又は自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局等は、特別な状況において、当該一方の締約国の法令のみを三年を超えない期間引き続き適用することについて合意することができる。（第七条関係）

㈢　両締約国の権限のある当局等は、第六条から第九条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。（第一〇条関係）

3　給付に関する規定

㈠　日本国については、日本国の実施機関は、日本国の法令による給付を受ける権利を確立するため、ブラジルの法令による保険期間を考慮すること等、日本側にのみ適用される特別の事項を定める。（第一二条～第一五条関係）

㈡　ブラジルについては、ブラジルの実施機関は、ブラジルの法令に従って累積した保険期間が十分でないことを理由として給付を受ける資格を有しない者の資格を決定するため、日本国の法令による保険期間も考慮すること等、ブラジル側にのみ適用される特別の事項を定める。（第一七条関係）

4　雑則

㈠　一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された情報は、協定を実施する目的のためにのみ使用し、個人情報の保護のための法律等により規律される。（第二一条関係）

㈡　協定の解釈等についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。（第二三条関係）

㈢　協定は、効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。協定の実施に当たっては、効力発生前の保険期間等についても考慮する。協定の効力発生前から一方の締約国で就労していた者については、その派遣及び自営活動の期間は、協定の効力発生の日に開始したものとみなす。協定の適用の結果として、協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。（第二六条関係）

㈣　協定は、両締約国が、効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面により協定の終了の通告を行うことができ、協定は、終了の通告が行われた月の後一二箇月目の月の末日まで効力を有する。（第二七条及び第二八条関係）